

記載例  
④

令和3年8月1日以降、変更事由がなかったことから変更届を提出することなく、許可更新申請を迎えた場合。(Q&A6関係)

(例)令和3年7月31日時点の業務を行う役員:薬事太郎

令和3年8月1日時点の責任役員:薬事太郎及び浜田次郎

以降、全ての事項において変更事由がなく更新申請する場合。

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可更新申請書

許可番号及び年月日	指令出保第●●号平成●●年●月●日		
営業所の名称	県庁機器販売出雲店		
営業所の所在地	出雲市塩冶町223-1 県庁ビル3階		
営業所の構造設備の概要	従来のとおり		
兼営事業の種類	薬局—医薬品販売業、医薬部外品販売業、化粧品販売業、管理医療機器販売業、一般医療機器販売業、毒物劇物販売業、その他(—————)		
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名	薬事太郎 浜田次郎		
変更内容	事項	変更前	変更後
	変更なし		
業務申請者(法人にあつては、薬事に関する役員を含む。)の欠格条項	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消の日から3年を経過していない者	全員なし
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消の日から3年を経過していない者	全員なし
	(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	全員なし
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	全員なし
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	全員なし
	(6)	精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	全員なし
	(7)	高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	全員なし
備考	薬事太郎及び浜田次郎は令和3年8月1日から責任役員である。		

責任役員の氏名を記載すること。

令和3年8月1日より責任役員であった旨を記載すること。

上記により、高度管理医療機器等の販売業貸与業の許可の更新を申請します。

令和3年9月15日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区霞が関1-2-2

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 県庁株式会社  
代表取締役 薬事太郎